

Home > [取り組む](#) > 女性活躍推進法に基づく（一般事業主行動計画）

女性活躍推進法に基づく（一般事業主行動計画）

当社では、女性活躍推進法に基づき、育児休業を取得しやすい環境の整備に取り組んで参りました。今後も産後の職場復帰による能力の発揮ができるような就労支援を行うための行動計画を策定いたします。

計画期間

平成30年4月1日～平成35年3月31日までの5年間

内容

【目標 対策】

- 1.妊娠中の健康確保、および出産後の就業復帰への支援の実施。
- 2.育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備。
 - ・育児期間中の業務内容と業務体制の見直し
 - ・出産や子育て後の再雇用制度の実施
- 3.女性労働者就労率の向上と、キャリア形成支援。
- 4.女性の営業職への登用。



採用情報
新卒採用と中途採用
について



書籍販売
『語り継ぐ回天』ほか
書籍について



学舎の歌
周南市の小・中学校
の校歌が聴ける



社長の部屋
社長が採取した虫など
をご紹介します！

アクセスマップ

よくあるご質問

PDFデータでの入稿はできますか？

見積りをお願いするにはどうしたらいいですか？

> 一覧を見る



ISO 9001
ISO 14001
ISO 27001